

## ご家庭でぜひ確認していただきたい、適切なネット利用の仕方



現在、ICT教育の環境が整えられ、一人一台のタブレット端末の学校や家庭での利用が進められています。子どもたちがネット・SNSと上手に付き合い、ICT機器をツールとして正しく有効に活用していくことが求められています。

しかし、その一方で表面に示したように、ネット・SNSに関わる多くの問題が浮き彫りになっています。

平成30年2月1日に施行された改正「青少年インターネット環境整備法」では、18歳未満のスマホ・携帯の利用を把握・管理して教育するのは、「保護者の責務」と定めています。

また、平成30年6月には、WHOが、ゲーム依存を疾患に認定するなど、世界的にもネット利用については、多くの問題点が提示されています。



ネットの危険から子どもたちを守り、安心して上手に利用できるように、以下の内容を確認して下さるようお願いいたします。

- ネット端末機器を購入する必要性や目的を子どもと（再）確認する。
- 必ずフィルタリング**をする。  
(設定の仕方は、各通信会社へお問い合わせください。)  
※ 青少年インターネット環境整備法：18歳未満には必ずフィルタリングする。
- 利用する際の**家庭内のルール**を子どもと相談して決め、文章化しておく。  
決めたルールが守られているか、定期的に話し合い、見直す。
- インターネットの特性（情報モラル、セキュリティ、フィルタリング）や危険性を保護者が積極的に学び、子どもと確認する。
- 子どもがどんな使い方をしているか確認する。  
(家の中だけでなく、外での使用も含めて)
- 保護者自身が、適切なインターネット利用を心掛けて、手本となってよいマナーを学ばせる。

困ったことが起きたときは、下記の専門機関<相談機関>にもご相談できます。

- ふくしま24時間子どもSOS(福島県教育委員会) 0120-916-024
- 福島県消費生活センター 024-521-0999
- 都道府県警察の少年相談窓口  
<http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>
- 警察庁相談ホットライン 024-525-8055・#9110(プッシュ回線のみ)
- 匿名通報ダイヤル(警察庁) 0120-924-839 <http://www.tokumei24.jp/>

**お子さんをネット被害から守るために、よろしくお願ひします。**